平成２５年（フ）第２５０号
鹿児島県鹿児島市川上町3705番地３　メゾン田中302号
債務者　南　　正人
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目５番３号マーレ谷山102号
債務者　川畑　哲朗
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
鹿児島県鹿児島市上本町４番20号　シャトレー上本町303号
債務者　池元　秀二
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８３号
宮城県大崎市古川稲葉２丁目１番61号　ライフステージⅠ101号
債務者　小和田美和
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
福井県敦賀市和久野８号２番地
債務者　谷口由美子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第６８号
岐阜県可児市広眺ケ丘６丁目37番地、前住所岐阜県可児市広見795番地
債務者　小林かおり
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１０８号
佐賀県鹿島市大字高津原4366番地１
債務者　西　　公惟
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７２号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4950番地２、前住所鹿児島市西坂元町42番５号
債務者　小野　良聖
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
鹿児島県曽於郡大崎町野方5442番地14　川崎団地、前住所埼玉県草加市八幡町959番地２
債務者　柏木みどり
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方7204番地、前住所熊本県人吉市鶴田町1945番地17
債務者　髙山　将英
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
山口県岩国市由宇町南沖４丁目２番10号
債務者　小島　弘子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第４３号
山口県岩国市南岩国町１丁目17番12―206号
債務者　田中イリンダこと　ＴＡＮＡＫＡ　ＥＲＬＩＮＤＡ　ＰＡＱＵＩＡＢＡＳ
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第４６号
山口県岩国市川下町１丁目９番29号、住民票上の住所山口県岩国市車町２丁目１番７号
債務者　寶　　正信
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第６号
長崎県対馬市厳原町豆酘630番地、住民票上の住所長崎県対馬市厳原町豆酘3324番地の１
債務者　森田　悦夫
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第１４１３号
愛知県瀬戸市内田町１丁目770番地　市営十軒家住宅Ｂ―302
債務者　三浦　福惠
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４８１号
名古屋市緑区六田１丁目84番地の１　エスポアール206号
債務者　郡司　　博
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９０号
神戸市北区山田町上谷上字古々山29番地の388
債務者　上野ゆかり
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部